平成 26 年４月１日

社会福祉法人西東京市社会福祉協議会行動計画（第２回）

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用労働環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　　平成２６年４月１日～平成２９年３月３１日までの３年間

２．内　　容

目標１：所定外労働時間を削減するため、ノー残業デーをさらに周知徹底する。

＜対　策＞

●ノー残業デーの実施、情報掲示板等を使った職員への周知徹底

●講座等の実施。

目標２：年次有給休暇の取得について、１人あたり平均年間４割以上とする。

＜対　策＞

●～平成２８年３月　年次有給休暇の取得状況を把握する

●平成２８年４月　　職場環境について協議する場等つくっていく。

≪局内会議での意見≫

〇子育て中の者が働きやすい職場を目的としている部分があるが、当会においては、介護にあたる職員に対しての働きやすさに視点をおく必要がある。

⇒そのとおりである。今回は、その視点で、「ワークライフバランス（介護職にあたっていた方のお話）の講座を予定

〇前期の目標にノー残業デーの実施を挙げているが、どのように実施できたのかの検証結果を明確にしてほしい。

⇒各課の状況を確認。毎水曜日と給料日の促しを推進。

〇有給休暇の取得率を出してほしい。

しかしながら、このことと、「時間外手当を増額していく」ことの整合性が図れない。

⇒15 日という日数が妥当かどうかについて、資料を作成したうえで、検証する。

◎関連して

①課や係全体で「時間外手当の支給ができる」部署とそうでないところとの不公平さを是正すべきではないか。

⇒考え方を整理する。

②そもそも、仕事の進め方の改善が必要である。

・不在期間なく非常勤職員が雇用できる環境整備

・導入できるシステムは、予算を使って導入する。

⇒・賃金単価の見直し

・時間外勤務に対する対価の検討

・事務効力を挙げるための工夫